北広島市告示第１８０号

公募型プロポーザル方式により「１公募型プロポーザル方式に付する事項」に掲げる市有財産(土地)の売払いに係る優先交渉権者を選定するので、北広島市契約規則(平成15年北広島市規則第12号)第5条の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和８年９月２８日

北広島市長 上 野 正 三

１　公募型プロポーザル方式に付する事項

（１）売買物件

所在地番（土地）	地目	地積
北広島市中央１丁目４－５	宅地	1,847.66 ㎡

※現状有姿の状態での引き渡しとなります。

（２）最低提案価格

113,810,000円

２　参加資格に関する事項

応募者は、単体の法人又は複数の事業者によって構成される共同事業体(ただし、1法人が重複して応募することはできません。)であり、次のすべての条件を満たすことを条件とします。

なお、共同事業体として応募する場合は、すべての構成員が各条件を満たしていなければなりません。また、応募後は共同事業体の構成員を変更できません。

(1)　北広島市契約規則(平成15年北広島市規則第12号)第4条第2項に規定する競争入札等参加資格者名簿に登録されていること(会社更生法(平成14年法律第154号)による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律

第225号)による再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、当該登録種別の再認定を受けていること。)又は入札参加資格審査申請と同様の書類審査を受け、適格と認められる者

(2)　次のいずれにも該当しない者であること。

①　地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当する者

②　会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者、民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者(第2号の再認定を受けた者を除く。)等経営状態が著しく不健全である者

③　この公告の日から公募期間が終了するまでの期間において、北広島市競争入札参加資格者指名停止措置要綱(平成17年3月2日市長決裁)第2条第1項の規定による指名停止の措置を受けている者

④　北広島市暴力団の排除の推進に関する条例(平成26年北広島市条例第4号)第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第7条第1項に規定する暴力団関係事業者

(3)　次のいずれかに該当する関係にある者が同一のプロポーザルに参加していないこと。

①　親会社(会社法(平成17年法律第86号)第2条第4号の親会社をいう。以下この号において同じ。)と子会社(会社法第2条第3号の子会社をいう。ただし、会社更生法第2条第7項の更生会社又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社(以下この号において「更生会社等」という。)である場合を除く。以下この号において同じ。)の関係

②　親会社を同じくする子会社同士の関係

③　一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている関係(ただし、会社の一方が更生会社等である場合を除く。)

④　一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている関係

⑤　その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

(4)　応募申込みの日において、5年（事業年度）以上の事業実績がある者

(5)　国税（法人税、消費税及び地方消費税）及び道税の滞納がない者

(6)　北広島市税の滞納がない者

(7)　日本国内に本店を有し、かつ北海道内に事業所（本店、支店、営業所等をいう。）を有する者

3　選定方法

参加資格を有する参加申込者から提出された企画提案書を基にプレゼンテーション及びヒアリングを実施し、「市役所臨時駐車場跡地利活用事業公募型プロポーザル募集要項」に定める審査基準に基づき審査・評価を行い、総合評価点が最も高い者を優先交渉権者として選定する。

4　手続等

売却に係る諸条件、手続等については、「市役所臨時駐車場跡地利活用事業公募型プロポーザル募集要項」による。